

第2次月形町新型インフルエンザ等対策行動計画概要

1 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年制定）により国民の健康保護、国民生活・経済の影響を最小とすることを目的とし、平成25年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。その後、令和2年から大流行を起こした新型コロナウィルス感染症を経て、令和6年に政府行動計画、令和7年に北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）が改定されたことを受け、町も平成27年に策定した月形町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を見直し、策定する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、以下の2点を中心とする目標として対策を講ずる。

- （1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- （2）町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小にする。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

対策実施上の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」とする。

| 対策実施上の時期区分 | | |
|--------------------------------|--|-----------------|
| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
| 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで | 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで | 基本的対処方針が実行されて以降 |

各時期への対応は、国や道の取り組みへの連携・協力・周知・啓発に努める。

| | |
|-----|---|
| 準備期 | <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種体制の整備・町及び企業における事業継続計画等の策定・町民に対する啓発・DXの推進や人材育成・実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善 |
| 初動期 | 国内外で発生又はその疑いがある時期～直ちに初動対応の体制に切り替える。 |

| | |
|-----|--|
| 対応期 | <p>発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期～患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限</p> <p>感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期～道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持（社会の状況を把握しながら、状況に応じて臨機応変に対処する）</p> <p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期～科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期～対策本部を解散</p> |
|-----|--|

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

対策を実施するにあたり、以下の点について留意する。

- (1) 平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX活用を推進する。
- (2) 感染拡大防止と社会経済生活のバランスを踏まえた対策の切り替えを行う。
- (3) 基本人権を尊重し、町民等に対して十分説明する。
- (4) 関係機関が相互に緊密な連携を図り、対策を総合的に推進する。
- (5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応を関係者と共に検討し、有事に備えた準備を行う。
- (6) 感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所等施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備を推進する。
- (7) 新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成、保存、公表する。

4 対策推進のための役割分担

| | |
|-------|--|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・万全の態勢を整備する責務を持つ。 ・政府対策本部での基本的対処方針を決定、対策を強力に推進する。 ・感染症や感染対策に関する基本的な情報を提供・共有する。 |
| 北海道 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の対策を総合的に推進する責務を持つ。 ・地域における医療提供体制の確保・まん延防止に努める。 ・市町村と連携する。 |
| 月形町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民へ対するワクチン接種、住民の生活支援及び要配慮者へ支援する。 ・道や近隣市町村と連携する。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療提供体制を確保する。 ・院内感染対策と診療継続計画の策定及び地域関係機関と連携する。 ・感染症医療及び通常医療の提供体制の確保に努める。 |
| 登録事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の対象とする。 ・職場における感染対策の実施、重要業務の事業継続等の準備をする。 |
| 一般事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策を実施する。 ・発生時の事業縮小・感染防止措置を徹底する。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報、予防行動等の知識を得る |

| | |
|----|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策等を実施する。 ・個人レベルでの感染対策を実施する。(手洗い、換気、マスク着用等) |
|----|---|

3 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

1 行動計画の主な対策項目と留意点

対策項目を以下の7項目とし、7項目ごとに時期区分（準備期、初動期及び対応期）に分け、考え方及び、具体的な取組を記載する。

| 対策項目 | 主な実施内容 |
|-----------------------------|--|
| (1) 実施体制 | 町対策本部の設置の検討、町対策本部の設置、廃止 対策実施に必要な予算の検討、予算確保 新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備 |
| (2) 情報提供・共有 リスクコミュニケーション | 道や関係団体と連携し、町民等が適切に判断・行動できるよう、感染症に関する情報収集と提供、情報共有 |
| (3) まん延防止 | 町民や事業者に対し基本的感染対策の普及を図る働きかけ 対策強化の理解促進を図る 業務継続計画に基づく対応準備 |
| (4) ワクチン | ワクチン接種に必要な資材の確保と準備、接種体制の検討 特定接種及び住民接種の接種体制の検討 ワクチン接種体制の構築（特定接種及び住民接種） ワクチン接種体制の推進、接種記録の管理、健康被害救済 情報提供・共有 |
| (5) 保健 | 保健所が感染症有事体制に移行する際に要請を受けて必要な協力、地域全体で感染症危機に備える体制を構築 |
| (6) 物資 | 必要な感染症対策物資等の一備を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認 |
| (7) 町民の生活及び社会経済の安定の確保 | 国や道と連携し、支援実施や情報共有体制の整備 事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨（生活必需品、食料、感染予防衛生資材） |

2 複数の対策項目に共通する視点

対策の実効性を向上させるために複数の対策項目に「人材育成」「道、国及び市町村の連携」「DXの推進」の視点を考慮する。

4 町行動計画の実効性の確保

国は概ね6年ごと政府行動計画の改定について必要な検討を行い、結果に基づき所定の措置を構するため、町もその見直しに伴い、必要な対応を行う。

なお新型インフルエンザ等が発生し感染症危機管理対応が行われた場合は、上記期間に関わらず、町の行動計画について、必要な見直しを行う。

5 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

| | 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--------------------------------|--|--|---|
| (1) 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 町行動計画の作成、体制備・強化 国及び道との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 月形町感染症対策本部の設置検討・設置 迅速な対策の実施に必要な予算確保の準備 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の派遣・応援の対応(道に事務の代行の要請、他市町村に職員派遣依頼) 必要な財源確保、対策の実施 緊急事態措置に関する総合調整 町対策本部の継続の検討 |
| (2) 情報提供・共有 リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 町民等への情報収集と情報提供 道と町の間での感染状況等の情報提供と共に 双方方向のコミュニケーション体制整備や取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 町民への情報収集・情報提供、共有 道と町の間での感染状況等の情報提供・共有 双方方向のコミュニケーションの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 町民に対するきめ細かい必要な情報収集、情報提供 町民の感染症に関する正しい理解と感染者に対する誹謗、中傷がないよう、わかりやすい情報提供 道と町の間での感染状況等の情報提供・共有、患者等の健康観察及び生活支援への協力 双方方向のコミュニケーションの実施 |
| (3) まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> 対策強化に向けた理解や準備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に基づく対応準備 海外渡航者に対して発症状況や個人における感染対策に関する情報提供及び注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> 患者や濃厚接触者以外の町民や事業所に対する要請への協力 事業者や学校等に対する要請への協力 その他の事業所へ対する協力 学級閉鎖・休校等への要請への協力 |
| (4) ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な資材の確保と準備 接種体制の検討 特定接種の接種体制の検討 住民接種の接種体制の検討 接種情報の提供と共有体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 月形町立病院と協議し、接種会場や接種医療従事者等の確保等、接種体制を構築、必要な資材の確保 特定接種の接種体制の構築 住民接種における接種体制の構築と全般的な実施体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 接種体制の推進 住民接種の接種体制の推進 接種会場における感染対策の徹底 接種に関する情報提供・共有 接種体制の拡充 接種記録の管理 健康被害救済 |
| (5) 保健 | <ul style="list-style-type: none"> 保健所と連携体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 保健所と協力体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 保健所への協力実施(健康観察、患者や濃厚接触者への必要なサービスの提供、物品の支給等) 町民へ情報提供・情報共有の実施 |
| (6) 物資 | <ul style="list-style-type: none"> 感染予防用衛生資材の備蓄の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 感染予防用衛生資材の備蓄状況の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、不足分の調達 |
| (7) 町民の生活及び社会経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 対策支援実施にかかるしくみ、情報共有体制の整備 必要物資の備蓄、町民への勧奨 生活支援をする者への支援の検討 火葬体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 対策支援継続に向けた支援の実施 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛けの協力 遺体の火葬・安置における準備 | <ul style="list-style-type: none"> 心身の影響に関する施策 生活支援を要する者への支援 教育及び学びの継続に関する支援 生活関連物資等の価格安定 埋葬・火葬の特例 社会経済活動の安定の確保の対応 町民生活及び社会生活活動に及ぼす影響緩和の支援 |
| 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> 幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう、必要な研修及び訓練や人材育成を進める。 地域の医療機関も町や関係団体等により研修等により新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進める。 | | |
| 道、国及び町の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 町は道や国と平時から連携体制を整え、予防接種や生活支援等を推進する。 | | |
| DXの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 国のDX推進の取組(接種対象者の特定、接種記録の管理等事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築)の動向を注視しながら、実施に必要な基盤整備を実施する。 | | |